銚子市オオキンケイギク・アレチウリ防除実施計画書

【オオキンケイギク】

【アレチウリ】

令和３年３月

１　計画策定の背景と目的

（１）オオキンケイギク

オオキンケイギクは北米原産の多年草で、５月～７月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。強靱でよく生育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されたりしていました。しかし、あまりに強く、いったん定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成 18 年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。

本市においても急速に生息域を拡大しており、市民やボランティア団体等による地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

（２）アレチウリ

アレチウリは北米原産の一年草で、日本へは輸入された穀物に混じって渡来したものと考えられ、国内では、昭和27年ごろ、静岡県の清水港で確認されたのが最初の生育例とされています。大型のツル植物で、日当たりのいい河原や土手に広がり、葉やツルはざらつき、ツルには白い毛が生え、ウリ科植物特有の巻ヒゲで他の植物に絡みつき、驚異的な生育速度と繁殖力で密生します。平成18年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。

本市においても平成25年に生息を確認し防除を行いましたが、繁殖を拡大させないためにも、市民やボランティア団体等による地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

２　防除を行う特定外来生物の種類

（１）オオキンケイギク（学名　*Coreopsis lanceolata* ）

（２）アレチウリ（学名　*Sicyos angulatus* ）

３　防除を行う区域

千葉県銚子市内全域

４　防除を行う期間

令和３年４月１日から令和１３年３月３１日まで

５　防除の目標

旺盛な繁殖力で他の植物を締め出し、生態系に悪影響を及ぼしかねないため、オオキンケイギクとアレチウリの駆除を行い、市内全域からの根絶を目標とします。

６　防除の方法

（１）啓発活動

市内に生育しているオオキンケイギクとアレチウリについては、行政だけでなく市民を巻き込んだ駆除の推進が必要であると考え、防除についての市広報誌の掲載や、オオキンケイギクとアレチウリが特定外来生物であるということを知ってもらい、防除を推進します。

（２）防除

生息を確認し次第、人力による駆除を行い、根ごと引き抜き、ビニール袋等に入れて、枯死するまで数日放置し後に可燃物として処分を行います。

また、毎年５月に実施するごみゼロ運動（地域一斉清掃）にあわせて、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクとアレチウリの駆除を行います。

（３）防除体制及び防除従事者等

計画的で効果的な防除を実施するため、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、防除を実施します。

市は、防除従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、「防除従事者台帳」（様式第１号）を作成、管理するとともに、必要に応じて随時更新します。

防除従事者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除を実施していることを証する「防除従事者証」（様式第2号）を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努めることとします。

防除従事者証（様式第２号）は、防除をする期間終了後30日以内に、市長に返納し、かつ、防除の状況を報告（別紙１）するものとします。

（４）モニタリング

防除後の生育状況等を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果をもとに今後の防除計画を検討します。

（５）留意事項

・防除対象となる生物以外の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮します。
・防除した個体は、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないようにします。

７ 合意形成等

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整および合意形成に努め、関係法令を遵守します。

様式第１号

銚子市オオキンケイギク・アレチウリ防除実施計画に基づく従事者台帳

番号	氏名	住所	団体名または個人	防除の期間	防除を行う場所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第２号

銚子市オオキンケイギク・アレチウリ防除実施計画に基づく従事者証

<table>
<tr><td colspan="2">第　　号

銚子市オオキンケイギク・アレチウリ
防除実施計画に基づく従事者証

銚子市長　　印</td><td rowspan="4">注 意 事 項
1 従事者証は、オオキンケイギク、アレチウリの防除に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。
2 従事者証は、防除をする期間終了後30日以内に、市長に返納し、かつ、防除の状況を報告しなければならない。</td></tr>
<tr><td>氏名（団体名）</td><td></td></tr>
<tr><td>防除期間</td><td></td></tr>
<tr><td>備　考</td><td></td></tr>
</table>

別紙１

銚子市内におけるオオキンケイギク・アレチウリの防除の状況

育成場所（町名）	育成状況（種類・延長・面積等）	駆除数量	防除した日 （期間）	防除従事者 （団体名）	備　考
	オオキンケイギク　・　アレチウリ				
	オオキンケイギク　・　アレチウリ				
	オオキンケイギク　・　アレチウリ				
	オオキンケイギク　・　アレチウリ				
	オオキンケイギク　・　アレチウリ				